

【令和6年4月確認】

燕市立小池小学校いじめ防止基本方針

この燕市立小池小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、平成26年4月に策定した。

その後、国・県・市は、以下のように方針の改定及び策定を行った。

- | | | | |
|-----|-------|------|--------------------------|
| 【国】 | …H29. | 3月 | 「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定。 |
| | | H30. | 2月「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定。 |
| 【県】 | …H30. | 2月 | 「新潟県いじめ防止基本方針」を改定。 |
| 【市】 | …R 2. | 3月 | 「燕市いじめ防止基本方針」を改定。 |
| 【県】 | …R 2. | 12月 | 「新潟県いじめ等の対策に関する条例」を施行。 |
| 【県】 | …R 3. | 7月 | 「新潟県いじめ防止基本方針」を改定。 |
| 【市】 | …R 4. | 10月 | 「燕市いじめ防止基本方針」を改定。 |

本校では、上記の経緯を踏まえ、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、学校基本方針の見直しと改定を行った。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第二条より〕

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

〔新潟県いじめ等の対策に関する条例 第二条二項より〕

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭への認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(4) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの未然防止、早期発見、即時対応を、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しをPDCAサイクルにより定期的に行う。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図り、いじめに対する意識啓発といじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(5) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

- ① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「豊かな心委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務・いじめ対策推進教員，豊かな心委員会（生活指導主任を含む）・教育相談担当者・（市教育相談担当指導主事）

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開く。そこでは、いじめ等の情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携（保護者への説明や見守り等の依頼）といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

④ 組織への報告と記録の保存

ア 各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念，児童からの訴えを抱え込まず又は対応不要であると個人で判断せずに、全て学校いじめ対策組織に報告・相談する。

イ 学校いじめ対策組織に集められた情報は集約し，職員間で共有化を図る。

ウ 記録は5年間保存し，児童の進学・進級，転学に当たって適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

(6) 地域・保護者との連携

◎ 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

ア PTA総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え，意識啓発を行う。

イ 「いじめ見逃しゼロスクール」や「いじめ見逃しゼロ県民運動」等に関連する絆集会を実施し，意識啓発を行う。

◎ 情報発信及び基本方針の周知

・ 小池小学校HPで校内方針および取組が分かるように宣言の形で掲載する。

○ 地域の活動によるいじめの未然防止

(7) 専門機関等との連携

◎ 警察・・・犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等は，直ちに警察に相談及び通報を行い，適切な援助を求める。学校のみで対応するか迷う場合も，同様とする。

○ 市教委，スクールロイヤー，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，医療機関，児童相談所，民生児童委員，育成委員，等との連携

○ 中学校区幼保小中の連携の強化（※学校いじめ対策組織での情報を共有，5年間保存し，進学の際等に引き継ぐ。）

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 「いじめの加害者にさせない」取組を推進する。

ア 黄金のルール(人にされて嫌なことはしない，人にされて嬉しいことをしよう)による指導

イ 自尊感情を高める機会を意図的に設定

ウ どの子にも役割や居場所がある学級づくり

エ 人間関係づくりのエクササイズの実践

オ 分かる授業づくり

カ 異学年交流（なかよし班）活動の積み重ね

キ 集会活動での心の耕し（絆集会，小池中学校区のいじめ見逃しゼロスクール集会等）

② 「Q-U」の分析をもとに，学級経営に活かす。

- ア 児童の小さな変化も見逃さない学年間の情報交換
- イ 気になる児童がすぐに職員と相談できる体制づくり
- ウ 担任と学級の子ども全員との面談

<管理職への報告・連絡（全職員へ共通理解のための連絡）・相談・経過観察>

③ 保護者と共に参画する活動を充実させる。

- ア 学習参観日
- イ 子どもの事実を知らせ共に考えるための学年・学級通信の活用
- ウ 学校行事やあいさつ運動、各種イベントへの参画推進

④ インターネット関連のいじめ予防教育を推進

- ア 情報教育の学年別指導内容の精選
- イ 家庭における PC やタブレット端末、携帯電話の使用状況調査と使用法への指導
- ウ 有害サイトへのアクセスを拒否するフィルタリングの推奨

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① いじめ相談・通報窓口の設置（「豊かな心委員会」が窓口）
- ② いじめに関する市内共通アンケートの実施（2ヶ月に1回以上）
- ③ 教育相談の充実（アンケートをもとに個別相談の実施）
- ④ 日常の子どもの観察（毎週金曜日の職員終会、職員会議での情報交換）

(3) いじめへの即時対応の取組

以下の項目を中心に「豊かな心委員会」が適宜調査し、対策会議を開く。

- ◎ 市教委への報告
- ◎ 組織を活用した状況調査
- いじめを受けた子どもの保護
- いじめを行った子どもへの指導
- いじめを受けた子どもの保護者への対応
- いじめを行った子どもの保護者への対応
- その他の児童生徒・観衆、傍観者に対する対応

(4) いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月）
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ※ 「解消した」という判断は、期間が経過した段階で、組織が行う。ただし、上記の要件が満たされている場合であっても、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。なお、いじめ類似行為にあっては、上記の①により解消を判断する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合等を想定
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等も含む。）

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、事案調査を行う主体等について、指導・助言を受ける。

- ◎ 重大事態は、基本方針及び文部科学省のガイドラインにより適切に対応する。

- ◎ 重大事態の場合、学校が基本調査と詳細調査を行う。まず、市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導、助言を受ける。詳細調査は、県いじめ防止対策等委員会、学校主体の調査委員会のいずれかでを行うか、県教委が判断する。
- ◎ 調査にあたっては、被害児童及びその保護者の要望、意見を十分に聞き取る。
- ① 学校が調査主体となった場合の対応
 - ア 組織による調査体制を整える。
 - イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けたとされる児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を市教委に報告する。
 - オ 市教委の指導・助言を受けながら、必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応
 - ・ 設置者の調査組織に必要な資料提出等、調査に協力する。
- ③ 保存期間
 - ・ 重大事態に関する資料の保存期間は、発生後5年間とする。
- ※ 児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 参考：いじめのサイン(他の悩みがあるときの様子と共通するものあり)

(1) 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりする等、サインを見逃さないようにする。

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替え等で近くの席になることを嫌がる。
- 何か起こると、特定の児童の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。
- 壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

(2) 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう、保護者に伝えておくことが大切である。

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると、体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。
- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭を欲しがる。